

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めるとともに、永続的な事業発展、持続的な企業価値の向上、企業を取り巻く株主、顧客、取引先、従業員等の利害関係者から信頼が得られるよう、今後も、経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンス(法令順守)の徹底に磨きをかけ、最大限のコーポレート・ガバナンスが発揮されるよう努めてまいります。

基本方針

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと適切に協働する。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4)取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく、その役割と責務を適切に果たす。
- (5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

この他、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に取り纏め、当社ホームページ(<http://e-grand.co.jp/ir/governance.html>)にて開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

補充原則1 - 2(4)

当社は、株主における海外投資家比率が僅少のため、招集通知の英訳を実施しておりません。今後、当社株主における海外投資家比率を勘案したうえで、招集通知の英訳を検討してまいります。また、議決権電子行使の環境整備については、株主の利便性や費用対効果を総合的に勘案したうえで、今後検討するものとします。

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

補充原則4 - 10(1)

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置しておりませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬等については、取締役会の決議に先立ち、監査等委員会に説明のうえ、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【原則4 - 11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役会は、当社業務に精通した業務執行取締役と社外における豊富な知見を有する社外取締役を組み合わせており、当社の事業内容、規模等においては知識、経験、能力等、全体として十分バランスがとれていると考えております。監査等委員としては、公認会計士と弁護士を各々1名選任しており、取締役会として、財務・会計および法務に関して十分な知見を有している者を確保しております。また、毎年取締役会の実効性に関する評価・分析を実施して、取締役会の機能向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。将来当該株式を保有する場合は、取締役会において基本方針を別途定め、その内容を開示します。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引を行う際には、取引自体の合理性及び取引条件の妥当性があり、当社の利益を毀損しないことを前提として、社内決裁基準に基づき適正な決裁手続きのうえ実施しております。実施した取引については、会社法及び金融商品取引法その他適用有る法令並びに東京証券取引所が定める規則に従い開示しております。

また、当社の全ての役員について、就任時及び毎年度末に関連当事者取引の有無について調査及び監視を実施しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金の運用は行っておりませんが、確定拠出個人年金制度(401k)を導入しており、従業員に対して運用制度の説明会を定期的開催しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念については、当社ホームページ(<http://e-grand.co.jp/company/philosophy.html>)にて開示しております。

経営戦略・経営計画等の中長期的な取組方針については、2017年5月10日付で中期経営計画(2018年3月期-2020年3月期)を公表しておりま

す。概要は当社ホームページ(<http://e-grand.co.jp/ir/irmaterial.html>)に掲載している中期経営計画資料をご参照ください。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「 - 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の個別の報酬は、その役割と責務等を勘案して、監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

また、監査等委員でない取締役については、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の中長期の業績との連動性を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。同株式報酬は、株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬総額の範囲内で、各取締役の会社業績に対する貢献度に基づき、その配分を取締役会で決定しております。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役候補の指名については、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること、加えて業務執行取締役については、当社事業に精通し、当社の経営を適切に遂行する能力を備えていることを基準として、取締役会で決定しております。

また、監査等委員である取締役については、専門分野での豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案を行い、客観的かつ適切な監督又は監査が遂行できることを個別に判断し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

業務執行取締役について、その業績等を毎年定期的に取締役会で審議した結果、選任基準を充足しない場合は、取締役候補者として指名せず、また業務執行取締役としての役職を解任します。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役会では、上記(4)を踏まえたうえで、取締役候補の個々の内容を検討し、選任・指名を決議しております。取締役の選任にあたっては、株主総会招集通知の株主総会参考書類に各候補者の略歴及び個々の選任理由等を記載しております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

取締役会の意思決定の範囲として、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規則」に取締役会付議事項を定め運用しております。また、業務執行の迅速な意思決定を図るため、取締役会規則に定める事項以外について、「職務権限規程」で各役職の決裁権限を定め運用しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員である取締役として2名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役の選任については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にて社外取締役の独立性基準を定めております。また、独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、これらの基準を満たすことを前提として、専門分野での豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案を行い、且つ客観的かつ適切な監督又は監査が遂行できることを個別に判断しております。

【原則4 - 11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11(1)

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名以内及び監査等委員である取締役4名以内と定め、そのうち2名以上は独立社外取締役としております。取締役会は、取締役会の構成の多様性及び全体のバランスに配慮しながら、社内及び社外から豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を有する者を取締役候補として指名し、株主総会で選任しております。

補充原則4 - 11(2)

現時点において、在任中の当社役員は他の上場会社の役員を兼任しておりません。兼任する場合は、株主総会招集通知の事業報告及び本報告書で開示することとしております。

補充原則4 - 11(3)

取締役会は、2017年度の実効性評価に関する分析・評価を実施いたしました。その結果の概要は以下の通りです。

a. 評価の方法

社外を含む全ての取締役に対し、2018年2月から3月にかけて事務局が作成した「取締役会の実効性評価に関するアンケート」に基づき、全取締役が自己評価を実施いたしました。

b. 評価項目

評価を実施した大項目は以下の通りです。

- 【1】取締役会の運営
- 【2】取締役会の構成
- 【3】株主及びその他のステークホルダーとのコミュニケーションについて
- 【4】役員間における意思疎通、監督機能について
- 【5】環境整備状況

c. 分析・評価結果の概要

各取締役によるアンケートの集計の結果、取締役会全体においての実効性は概ね確保できていると分析・評価いたしました。

但し、女性の活躍促進を含む社内の多様性確保についての取組みと、企業戦略の大きな方向性を示す議論については、改善の余地がある旨の意見がありました。

女性の活躍促進を含む社内の多様性確保については、前回評価時においても課題として設定し、育児と仕事の両立支援制度の導入等に取り組んでおりますが、今後も継続的な取組みを実施していく方針であります。

なお、同じく前回評価で課題とされた取締役会議案の提出時期については、大きな改善が見られていると評価いたしました。

取締役会では、上記の評価結果を踏まえて、今後も継続的に取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【原則4 - 14. 取締役のトレーニング】

補充原則4 - 14(2)

取締役の役割や責務(法的責任等を含む。)について理解を深めるために、就任後も定期的に役員研修を実施しております。また、各取締役は、必要に応じて適宜セミナー等を受講する等、自己の業務執行に資する専門知識の習得に努めております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

管理部がIR担当部署として株主及び投資家の担当窓口となり、必要に応じてIR担当責任者として取締役管理部長が対応しております。また、取締役管理部長はIRに関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。

対話の手段としては、機関投資家向けに年2回の決算説明会、個人投資家向けには年1回以上の会社説明会を実施することを方針としております。説明会における質疑の内容や出席者のアンケートの結果は、経営会議又は取締役会にて経営陣に報告し、情報共有を図っております。

なお、株主・投資家との対話にあたっては、当社の中長期的な企業価値向上に資する事項等をテーマとし、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
江口 久	2,006,800	31.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	648,000	10.29
江口 恵津子	220,000	3.49
江口 香菜	200,000	3.17
江口 直宏	200,000	3.17
千田 美穂	200,000	3.17
佐藤 佑太	190,000	3.01
株式会社ジューテック	160,000	2.54
佐々木 洋	122,200	1.94
林田 光司	85,800	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

当社は自己株式66,800株を保有しておりますが、上記の大株主(上位10名)の持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鵜飼 一頼	弁護士													
佐々木 洋	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鵜飼 一頼				弁護士として法務全般に関する相当程度の知見を有していることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断しております。
佐々木 洋				公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を指定しておりませんが、監査等委員会が必要とした場合は監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととしております。

なお、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得た上で行うものとし、また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当と監査等委員会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、経営会議等の重要な会議に出席することによって情報の共有を図ることとしております。内部監査担当及び監査等委員会と会計監査人との間の情報交換・意見交換については、定期的に連絡会を開催して情報共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2017年6月28日開催の第28回定時株主総会にて当社の取締役に株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の中長期の業績との連動性を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが決議されました。付与対象者は取締役(監査等委員である取締役を除く)としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションにつきましては、当社の業績及び株式価値との連動性を高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することによって、中長期に継続した業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的としているため、付与対象者は取締役(監査等委員である取締役を除く)としております。

なお、現行のストック・オプション制度に代えて譲渡制限付株式報酬を新たに導入することが2017年6月28日開催の第28回定時株主総会において決議されております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の区分でそれぞれ報酬額を総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の総額は、2015年6月25日開催の第26期定時株主総会の決議によって監査等委員でない取締役は年額240百万円以内、監査等委員である取締役は年額50百万円以内としております。各取締役への配分は、監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

また、2017年6月28日開催の第28期定時株主総会において、監査等委員でない取締役に、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することを決議しており、その総額は現行の固定報酬とは別枠で年額60百万円以内としております。各取締役への支給時期及び配分については取締役会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、内部監査室及び管理部で行っております。取締役会等の資料は、原則として事務局である管理部から事前配布し、社外取締役が十分検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

取締役会は、取締役8名(うち監査等委員である取締役3名)で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営及び業務執行に関する重要事項を審議、決定し、十分な議論のうえで経営の意思決定を行っております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則月1回開催することとしております。監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、監査等委員でない取締役の職務遂行を監督するとともに、適法性及び妥当性の観点から監査を行うこととしております。また、監査等委員である社外取締役2名はそれぞれ、弁護士、公認会計士の有資格者であり、それぞれの職業倫理の観点から経営に対する監視を行う役割を担っております。

c. 経営会議

経営会議は、取締役、部長及び室長以上の管理職で構成されており、原則月1回開催し、当社の経営上の重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を審議しております。

d. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査室(1名)が担当しております。「内部監査規程」に則り、年間監査計画に基づいて各部門に対して、網羅的かつ効率的な内部監査を定期的に行っております。監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対して監査報告を行い、改善事項の指摘及び改善提案を行い、実効性の高い監査を行っております。

e. 会計監査人

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、公正不偏の立場から会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、城戸和弘氏、高木政秋氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であり、また、会計監査業務を執行した公認会計士の継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

なお、当社は、2018年6月27日開催の第29期定時株主総会において、有限責任監査法人トーマツに代えて、新たに新日本有限責任監査法人を選任しました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社事業に精通している者が、取締役として業務執行に当たると同時に取締役会のメンバーとして経営上の意思決定を行うことにより、経営上の意思決定の迅速化を図りつつ、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることによって、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務及び招集通知の作成の早期化を図り、招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の回避を考慮し日程調整に努めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	外国株主が増加した際には導入を検討いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに決算説明会を定期的で開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、業績ハイライト等の情報を当社ホームページのIRページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部門は管理部としており、取締役管理部長がIR担当の責任者であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対して、適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しております。当社ホームページや会社説明会等を通じて積極的にステークホルダーに対して情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、その概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会で「行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定めて、取締役及び使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための指針とする。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規則」に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 取締役及び使用人の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。
 - (d) 法令違反または法令上疑義のある行為等に対して、取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を構築し、「内部通報制度運用規程」に基づき運用する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (a) 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る重要な書類等は、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「危機管理規程」でリスクマネジメントに関する事項を定めるとともに、リスクマネジメントを推進するための課題や対応策を協議するため、必要に応じてリスクマネジメント委員会を設置する。
 - (b) 緊急時には、代表取締役社長を最高責任者とする危機管理体制をとるものとし、必要に応じて、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置して、対応方針を協議、決定し、損失の拡大防止ならびに危機の収束の措置を実施する。また、収束後は再発防止に向けた指針を定める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - (a) 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (b) 取締役及び部長以上の管理職で構成される経営会議を開催し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に審議する。
 - (c) 取締役会は、「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の諸規程を定めて、意思決定ルールを明確にし、権限委譲を行うとともに職務を分担する。
 - (d) 中期経営計画及び総合予算を策定して、各部門の責任範囲を明確にする。また、予算の実績管理を行って、経営数値の進捗管理と適正な修正を行う。
- e. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
 - (b) 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、業務執行者からの独立性を確保する。
 - (c) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- f. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (a) 監査等委員会は、法律に定める事項の他、取締役及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する事実を遅滞なく報告するものとする。
 - (c) 監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- g. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 監査等委員は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - (b) 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその開示を求めることができる。
- h. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務についての執行について生ずる費用または債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかに処理をする。
- i. その他監査等委員会監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - (b) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室とも連携して監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、全役職員が法令、社会規範等のルールを遵守し、健全かつ適切な経営及び業務執行を実践するため、また、社会の一員として社会との協調を図り、会社に求められる社会的責任を果たすことを目的として行動規範を定め、その中で、次のとおり反社会的勢力に対する方針を明示しております。

「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある者とは、いかなる取引も行いません。」

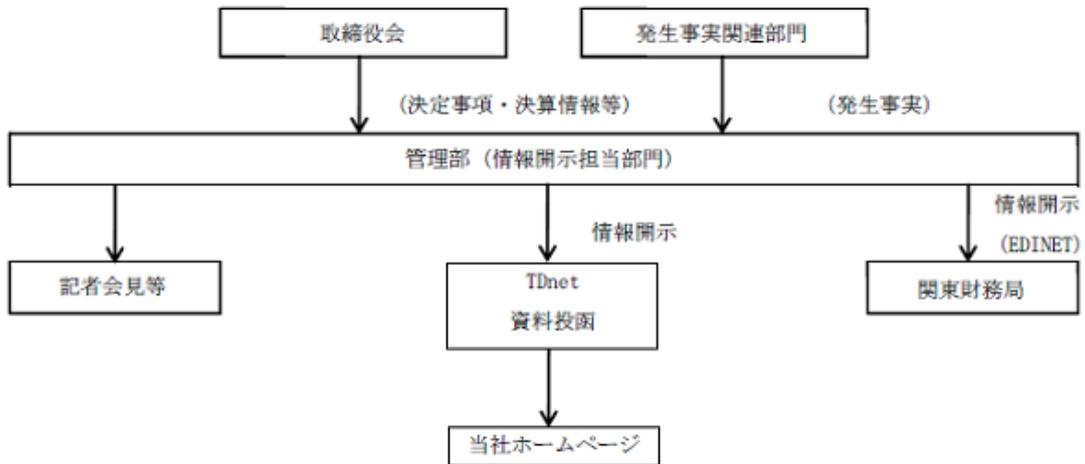
「反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で対応し、金銭の交付や利益の供与による問題解決を図りません。」

「違法行為や反社会的行為と関わらないよう、公私を問わず良識ある行動に努めます。」

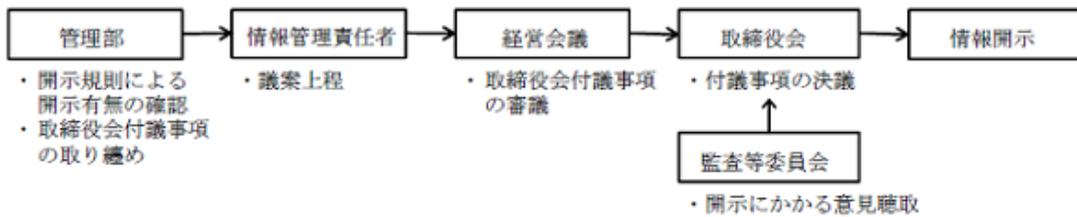
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、行動規範に定める方針の具体的な対応要領として、反社会的勢力対応マニュアルを制定しております。反社会的勢力に対しては会社全体として組織的に対応するものとし、本社及び支店にそれぞれ不当要求防止責任者を置き、各担当及び部門間の報告・連絡体制を整備のうえ、各関係機関(警察、暴力団追放センター、顧問弁護士)との連携を図っております。

適時開示体制についての模式図



《決定事実及び決算に関する情報》



《発生事実に関する情報》

